

別紙  
国自技第133号  
平成16年11月9日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

基準緩和自動車の認定要領の一部改正について（依命通達）

今般、防犯パトロールに関し、警視総監又は道府県警察本部長による証明に係る自動車への青色回転灯の装着を可能とすることを含め、所要の措置を講ずるため、「基準緩和認定自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）別添「基準緩和自動車の認定要領」を別紙のとおり改正することとしたので了知されたい。

なお、改正事項の概要は下記のとおりである。

記

- 1 防犯パトロールに関し警視総監又は道府県警察本部長が交付した有効な証明書を有する自動車については、基準緩和を受けて、青色回転灯（その光源が点滅するものでなく回転式の構造のものに限る。）の装着ができることとする。
- 2 基準緩和の認定の申請について、電子申請で行えることになったことから所要の規定を整備する。
- 3 分割可能な貨物を輸送するセミトレーラについて、有効期間を付さないこととする（従来の有効期間は2年）。
- 4 国際海上コンテナを輸送するセミトレーラについて規定の整理を行う。